

平成 31 年 3 月 11 日
長野県教育委員会

児童・生徒に対する「性的行為」の根絶について（案）

1 現状

平成 28 年 10 月 26 日に「わいせつな行為根絶のための特別対策」を策定し、取組を進めた結果、盗撮などの非違行為には一定の効果が現れている。

しかしながら、児童・生徒に対するわいせつな行為は根絶していない。

（参考）わいせつな行為の懲戒処分件数の推移

平成 28 年度と比べ、わいせつな行為の懲戒処分数は減少しているものの、児童・生徒に対するわいせつな行為は発生

年 度	H28	H29	H30
件 数	7	1	2
児童・生徒に対するわいせつな行為	1	1	2
上記以外のもの	6	0	0

2 児童・生徒に対するわいせつな行為が発生している要因（平成 29 年度以降事案の検証）

（1）教師が児童・生徒に対して優位な立場にある中で、児童・生徒に対する性的行為が発生している。

（2）周りの人が見守り防止する意識・環境が欠如している。

ア 教職員と児童・生徒が避けるべき行為についての校内ルールが、教職員、児童・生徒や保護者と共有できていない。

イ 教職員と児童・生徒との不適切な関係に疑念を抱いた教職員や児童・生徒がいたものの、その情報が校長などと共有されていない。

ウ 外から中の様子が見えない部屋がある。

3 今後の取組

（1）校内ルールの明文化と徹底

ア 県教育委員会で、共通ルールを作成し、各学校へ通知 [3 月]

＜ルール例＞

- ・ 児童・生徒と 1 対 1 の密室状態にならない。
- ・ 私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- ・ 些細なことでも問題と感じたら、校長などへ連絡をする。

イ 学校ごとに共通ルールを踏まえた自校のルールを作成 [4 月上旬]

ウ 学校だより、ホームページ等で、児童・生徒や保護者に周知 [4 月下旬]

（2）校長講話による徹底

- ・ 校長から教職員、児童・生徒や保護者に対して、「教師は児童・生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、どんな場合でも性的行為は一切許されないこと」や「校内ルール」に関する講話を実施 [4～5 月]

（3）通報窓口の周知徹底

ア 校内窓口

- ・ 各学校が設置している校内通報窓口の周知 [4 月]

イ 校外窓口

- ・ 教職員から教育長・弁護士に直接通報できる「教職員通報・相談窓口」などの周知 [4 月]
- ・ 児童・生徒や保護者から直接連絡できる「学校生活相談センター」や「子ども支援センター」の周知 [4 月]

（4）物理的環境の整備

- ・ 外から中の様子が見えない部屋について、ドアへの小窓を設置、窓ガラスへのポスター等掲示禁止 [4 月調査]